

柏情審第34号  
平成28年6月14日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開  
・個人情報保護審議会  
会長 梅田 徹

不服申立てに対する答申について

平成28年1月7日付け柏都中第127号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、実施機関に対し、平成27年11月20日、柏市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

ア H26年度作成の柏駅西口北地区再開発事業基本計画・街区整備計画の報告書

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 平成26年度柏駅西口北地区事業化推進委託報告書

(3) 実施機関は、本件公文書が400ページを超えることから、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行うことができないとして、不服申立人に対し、平成27年12月3日付けで公文書開示決定等期間延長の通知をした。

(4) 実施機関は、本件公文書に条例第7条第2号、第3号ア及び第5号に該当する不開示情報が記載されていると判断し、不服

申立人に対し，平成27年12月10日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通知をした。

- (5) 不服申立人は，平成27年12月28日，本件処分を不服として，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，実施機関に対し，不服の申立てをした。

### 3 不服申立ての趣旨及び理由

#### (1) 不服申立ての趣旨

本件処分を変更し，本件公文書のうち事業費の概算に関する部分（以下「本件事業費情報」という。）を開示するとの決定を求める。

#### (2) 不服申立ての理由の要旨

不服申立人が不服申立書及び意見書で主張している不服申立ての理由の要旨は，以下のとおりである。

ア 本件事業費情報について，実施機関は条例第7条第5号に規定する審議，検討等に関する情報に該当するとする。しかし，本件事業費情報が公開されても，意思決定の中立性が損なわれるおそれはない。

イ 組合施行の事業とはいえ，柏市が主導し，報告書作成に要した費用も市民の税金から支出しており，市民には知る権利がある。変更があることを前提として公表すれば，市民の誤解は招かないし，数字が示されることで，オープンな議論が行われると考えられる。

ウ 多額の税金を投入する計画が，市民の知らないところで検討されるのは問題である。柏の顔である駅周辺にどんな街をつくっていくのかということは，市民全体で議論すべきであり，市民の意思が反映されるよう個人情報以外の開示をするべきである。

エ 本件事業費情報のうち，支払事業費，再開発交付金，公共施設管理者負担金各々の合計金額は，市民にとって最も関心がある内容である。また，公開されている権利変換計画の権利変換資産から，柏市が支出する補助金・負担金の額を推測することができるため，不開示とする理由がない。むしろ検討案として積極的に知らせるべき内容である。

オ 平成24年に3つの街区に分けた素案を示した時は、具体的な金額が示されていた。そのときよりも現在のほうが組織率が高いにもかかわらず、本件事業費情報を開示しないのは、担当部署の恣意的な判断によるのではないか。

カ 全国で数多くの再開発事業が行われているが、個人情報に関しない部分まで不開示とするのはまれである。条例の目的に沿い、原則開示の立場で条例を運用すべきである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

ア 現在、事業の施行者となることを予定している柏駅西口北地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）では、再開発計画に関する合意形成を図るため、たたき台の計画案を作成し、準備組合内で議論をするとともに、地権者等権利者との話合いや、意見・要望を聴くなどしている。

イ 事業は、合意形成が出来て初めて成立するものであり、たたき台の計画案に対する意見・要望をどれだけ取り入れるかによってこの計画案の内容は変わる。そして、権利者の合意形成が整えば、資金計画等についても話し合うことになる。

ウ 本件事業費情報は、平成26年度に一つの案として検討した柏駅西口北地区市街地再開発事業に係る事業費を積算したものであり、整備に関わる数量、単価等が記載されている。これらは、いずれも今後、準備組合が策定していく事業計画の基礎資料でもある。検討に当たっては、事業成立性や柏市の負担等を踏まえ、整備計画案を具体化していくこととなる。

エ しかしながら、現段階では、ア及びイで述べているような状況であり、事業内容が、今後、関係機関、関係権利者等との調整を行うことで変更が伴うため、このような手続を経っていない不確定な段階で公開すると、市民に誤解を与え、また、権利者、特に大口の権利者に迷惑をかけるなど、不当に混乱を生じさせるおそれがある。よって、本件事業費情報を具体的に示す段階ではない。

オ また、本件事業費情報は、準備組合にも示していない情報であり、これを公開することにより、今後、準備組合が策定していく事業計画の事業費の積算において、柏市の支出が約束され

たものと受け取られて市補助金の額が一人歩きすることにより、本市の意思決定の中立性が不当に損なわれたり、準備組合における事業計画の策定や事業協力者の選定に支障が生じるおそれがある。

カ 以上のことから、本件事業費情報は、条例第7条第5号に該当すると判断したものである。

キ また、平成24年度調査における事業費については具体的な金額を示したのに、平成26年度調査における本件事業費情報を示さないことについては、平成26年度調査は前回調査（3つの街区に分けた案に係る調査をいう。以下同じ。）の進捗段階でいうと平成21年度調査とほぼ同じ段階である。前回調査では、平成23年度に権利者に対するヒアリングを実施し、計画案を説明している。そして、権利者の意見等を踏まえ、平成24年度に修正し、ある程度平面的な計画が固まったことから全体事業費について地元関係者に説明し、また、市議会においても質問に対する答弁という形で示したものである。

その後平成25年度に一体的整備の方向の意見が出てきたことから新たな計画を策定することとなったもので、平成27年度調査が平成23年度調査とほぼ同じ進捗段階に当たる。

ク なお、今後関係者以外の市民の方が柏駅西口北地区再開発事業に関して意見を述べたり、議論する機会としては、準備組合から組合となり、事業の成立がある程度見えてくる段階や都市計画決定の手續等において確保される。

## 5 当審議会の判断

### (1) 本件事業費情報について

#### ア 本件事業費情報の概要

本件公文書は、柏駅西口北地区の市街地開発事業等を実施するための組合設立を目指し、関係権利者の合意形成を図りながら、再開発基本計画案や都市計画案を検討するために実施した調査委託に係る報告書のうち、平成26年度に実施したものである。

本件事業費情報は、本件公文書のうち、工事単価の設定や通常損失補償費の概算、補助金充当率、事業費、税額の算定

等が記載されたものである。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書に記載されている情報のうち、本件事業費情報については、条例第7条第5号に該当すると判断して不開示とした。

そこで、実施機関の判断の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

ア 条例第7条第5号は、本市の機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする旨を定めている。

イ 本件事業費情報は、(1)ア記載のとおり、再開発基本計画案や都市計画案を検討するために実施した本件公文書の一部であることから、本市の機関内部における検討に関する情報である。

ウ 不服申立人は、本件事業費情報について、変更がありうることを前提として公表すれば市民の誤解を招くことはなく、また、意思決定の中立性が損なわれるおそれもないと主張する。

エ しかし、本件事業費情報は、現段階においては、まだ準備組合にも示していないこと、今後、関係機関、関係権利者等との調整を行うことで事業内容に変更が生じる可能性があること等から、現段階で公開した場合、変更を前提に公表したとしても、事業費の具体的な額や市補助金の額が一人歩きし、その公表された事業費の額をもって市民の議論や市民の事業に対する意見が出され、検討等が行われることにより、準備組合における事業計画の策定や事業協力者の選定に支障が生じるほか、不当に市民の混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、市補助金の額を決定するに当たり、一人歩きした本件事業費情報を基とした外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、本市の機関の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

オ 以上により、本件事業費情報は、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(3) 不服申立人の主張のうち、3(2)オについて

不服申立人の主張のうち、3(2)オについては、以下のとおり判断する。

ア 不服申立人は、平成24年度調査のときは具体的な金額が示されていたのに、そのときよりも組織率が高い現状において本件事業費情報を開示しないのは、担当部署の恣意的な判断によるものであると主張する。

イ しかし、実施機関の説明によれば、調査の段階を考えた場合、本件公文書に係る調査の内容は、前回調査の平成21年度調査とほぼ同じである。よって、担当部署の恣意的な判断によるものではなく、調査の段階の違いによるものと認められる。

(4) 以上検討したとおり、1当審議会の結論のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1月 7日	諮問
1月27日	第1回審議会（事務局が概要を説明）
2月 3日	実施機関から理由説明書を受理
3月29日	第2回審議会（不服申立人の意見陳述・実施機関からの説明聴取）
4月15日	第3回審議会（審議）
5月10日	第4回審議会（実施機関からの説明聴取（2回目））
5月31日	第5回審議会（審議）
6月14日	答申

